第二十八条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、第二十六条第一項の申請に係る法第五十一条第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

第二十九条　法第五十一条第二項第一号の認可を受けようとする者は、様式第十二の燃料体設計認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐しょく性その他の性能に関する説明書
二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書
三　燃料体の構造図
四　加工のフローシート
五　品質保証に関する説明書

2　前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本一通及びその写し二通とする。

第三十条　法第五十一条第三項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）を受けようとする者は、様式第十三の輸入燃料体検査申請書に次の書類を添えて、希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。ただし、経済産業大臣及び原子力規制委員会がその申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐しょく性その他の性能に関する説明書
二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書
三　燃料体の構造図
四　加工のフローシート
五　燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料
六　品質保証に関する説明書

2　法第五十一条第三項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、様式第十三の輸入燃料体検査申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる添付書類（経済産業大臣及び原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあっては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添えて提出しなければならない。ただし、経済産業大臣及び原子力規制委員会がその申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

	提出時期	添付書類
一	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前	前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。
二	燃料体の本邦への輸送を開始する一月前	前項第五号及び第六号に掲げる書類

3　前二項の申請書又は同項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項若しくは第二項の申請書及び添付書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第三十一条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項又は第二項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条第三項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項若しくは第二項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査の実施について通知するものとする。

一　検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　燃料体を使用する発電所の名称
三　検査を実施する時期
四　検査を実施する場所
五　検査の対象
六　検査の方法

3　前項の通知書には、前条第一項若しくは第二項の申請書及び添付書類並びに同条第三項の書類の写しを添付するものとする。

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。

第三十二条　法第五十一条第三項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）は、電気工作物検査官（法第五十一条第五項の規定に基づき同条第三項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）が第三十条第一項及び第三項に規定する申請書及び添付書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2　法第五十一条第三項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）は、電気工作物検査官が第三十条第二項及び第三項に規定する申請書及び添付書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

第三十三条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、法第五十一条第三項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

第三十四条　法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一　第二十四条の表一の項及び二の項に規定する検査
二　第二十四条の表三の項に規定する検査（第二十五条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表一の項及び二の項の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合に限る。）
三　法第五十一条第三項の検査のうち、検査を受ける燃料体が使用される発電用原子炉に係る原子力発電所に搬入された時に行うもの

2　前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、第二十七条第二項又は第三十一条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第三十五条　法第五十一条第六項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　検査年月日
三　検査を実施した場所
四　検査の対象
五　検査の方法
六　検査の結果